与謝野町公告第９８号

条件付一般競争入札公告(会場入札)

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月２５日

与謝野町長　佐　賀　利　裕

１　入札に関する事項

（１）業 務 番 号　　－
（２）件　　名　　執務室無線ネットワーク機器等賃貸借業務
（３）納 入 場 所　　京都府与謝郡与謝野町字岩滝１７９８番地１
与謝野町役場本庁舎
（４）納 入 期 限　　令和９年２月１２日（金）
（５）賃貸借期間　　令和９年３月１日～令和１４年２月２９日まで（６０ケ月）
（６）概　　要　　執務室無線ネットワーク機器等について賃貸借契約（5年間）を行う。
役場３庁舎の執務室にＬＧＷＡＮ系ネットワークの無線ＬＡＮを拡張するための機器を導入する。（詳細は、別紙『執務室無線ネットワーク機器等賃貸借業務仕様書』のとおり）
（７）予 定 価 格　　公表しない
（８）最低制限価格　　無し

２　入札参加申込条件

入札の参加申込みのあった日現在、次の各号の条件を満たす業者とする。
（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しない者であること。
（２）令和７・８年度与謝野町物品・役務に係る一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿【物品・役務】の賃貸借（01 コンピュータ機器）に登載されている者で次の条件を満たすもの。

①令和８年度現在において、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り『執務室無線ネットワーク機器等賃貸借業務仕様書』に基づき賃貸借が行える者であること。
②京都府北部（舞鶴市、綾部市、福知山市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）に本社・本店・支社・支店・営業所を有する法人であること。（ただし、当該支社・支店・営業所は、入札・契約の締結並びに代金の請求及び受領に関する一切の権限を委任されていること。）

（３）与謝野町工事等契約に係る指名停止等の措置要領第２条第１項の規定による指名停止をされていないこと。

（４）国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していない者であること。

３　入札参加資格の確認

入札参加申請に当たっては、次の書類を与謝野町役場総務課まで「持参」若しくは「一般書留で郵送」すること。

（１）提出書類　条件付一般競争入札参加申請書（様式第２号（第６条関係））

（２）提出期間　入札公告日から令和８年１２月７日（月）までの間
ただし、持参の場合は、土・日・祝日を除く午前９時から午後５時１５分までとする。また、郵便の場合は、期限内に必着のこと。

（３）確認通知

入札参加資格の審査結果は、令和８年１２月８日（火）までに、承認通知書（第５号様式）又は非承認通知書（第６号様式）により通知することとする。なお、承認通知書により通知を受けたものは　入札参加資格があるものとし、非承認通知書により通知を受けたものは、令和８年１２月１５日（火）１７時００分までに書面によりその理由について説明を求めることができる。

（４）その他

資料の作成に係る費用は、提出者の負担とするとし、提出された書類は返却しない。

４　設計図書の閲覧

設計図書の閲覧は、与謝野町役場ホームページで、令和８年１１月２５日（水）９時００分以降、誰でも自由に行うことができる。なお、設計図書については、与謝野町役場ホームページからダウンロードすること。やむを得ず窓口配布を希望する場合は、総務課へ問い合わせの上、入手すること。

５　質問の方法

本件の質問は、原則としてＦＡＸによる質疑書の提出にて行うこととする。質疑の期限は令和８年１２月１０日（木）１２時００分までとし、質疑の回答は、与謝野町役場ホームページで公開することとする。なお、質疑の回答は令和８年１２月１１日（金）１７：００までに最終の更新を行います。
※質疑書については、与謝野町ホームページからダウンロードすること。

６　入札会の日時等

（１）日時　令和８年１２月１７日（木）１４時１５分
（２）場所　与謝野町役場　本庁舎　３階　大会議室

７　入札方法等

別紙記載の入札注意事項による。

８　入札保証金

免除

９　落札者の決定方法

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。なお、２人以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定する。

10　落札の取消

（１）無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。
（２）落札者（共同企業体においては、その構成員のいずれか）が落札決定から契約締結予定日までの期間に、入札参加条件を満たさなくなったときは当該落札決定を取り消すものとする。

11　契約締結予定日

令和８年１２月２４日（木）

12　違約金

落札人が契約を締結しないときは、落札金額の１００分の５相当額の違約金を徴収する。

13　契約書

落札者は、落札決定通知を受けた日から７日以内に契約書を作成しなければならない。

14　契約保証金

（１）契約金額３００万円未満は免除。

（２）契約金額３００万円以上については契約金額の１００分の１０の契約保証金を契約の締結と同時に納入しなければならない。ただし、与謝野町財務規則第１２８条に該当する場合は免除する。

15　支払条件

（１）前金払

無し

（２）部分払

無し

16　議会の議決を要する契約

（１）与謝野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１８年与謝野町条例第５３号）の規定により、予定価格７００万円以上の動産の買入れ契約については、与謝野町議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立するものとする。

（２）議会の議決に付すべき契約において、「契約の保証」の規定については、「契約の締結と同時に」を「本契約成立までに」に読み替えて適用するものとする。

（３）仮契約の当事者が、入札日の翌日から与謝野町議会の議決を得る日までに指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。なお、仮契約を解除した場合においては、本町は一切の責を負わないものとする。

17　その他

（１）入札参加者は、本公告文、設計図書等を熟読し、「与謝野町財務規則」、与謝野町ホームページに掲載されている「入札心得」を遵守すること。

（２）申請書又は技術資料に虚偽の記載をした場合においては、次回以降の入札で指名しない等のペナルティを課すことがある。

（３）入札において、事故が起きたときや不正な行為が認められたときには、入札を中止し、又は延期する場合がある。

18　問い合わせ先

〒６２９－２２９２

京都府与謝郡与謝野町字岩滝１７９８番地１

与謝野町役場総務課財産活用・契約室

ＴＥＬ　０７７２－４３－９０１０（直通）

ＦＡＸ　０７７２－４６－２８５１

ＵＲＬ　https://www.town.yosano.lg.jp/

別表　　（入札方法等　（入札注意事項））

（１）入札会場における注意事項

①　入札は入札参加者又はその代理人が出席して行うものとし、郵便、電報、伝送、その他の方法による入札は認めないものとする。

②　入札参加者又はその代理人であっても、入札開始後は入札会場に入場することができない。その場合、入札を棄権されたものとみなします。

③　入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。

④　代理人による入札を行う場合は、代理人は、入札開始前に入札会場において、入札権限に関する町指定様式の委任状を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。（委任状がない場合、入札に参加できません。）

⑤　入札会場において、次のいずれかに該当する者は、当該会場から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ　公正な価格を妨害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者

（２）入札回数

入札は、出席者のみによって行うこととし、再入札を含めて３回を限度とする。

※３回の入札で落札者が決定しない場合は、入札会を流会とします。

（３）入札書の記入・押印

①　入札書は、町指定様式の入札書を使用してください。

②　入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税額控除後に相当する金額（税抜きの価格）を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

③　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税額に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。

④　入札書の記載・押印方法は入札心得の記載例のとおりとし、入札書に記載する年月日は、入札日時の日付を記入してください。

（４）入札に当たっての注意事項

①　入札用封筒（※１）に入札書を入れ入札を行うこと。

※１　入札用封筒の表面に件名、入札参加者の住所、氏名又は名称、入札書であることが分かるよう朱書きで入札書と表記し、裏面には両端２箇所、封筒の継ぎ目がある場合はその継ぎ目に１箇所に封印をして封かんすること。

②　再入札を行う場合がありますので、入札書を準備しておいてください。再入札の場合の入札書は、入札書の表記を再入札１回目は、「入札書（再１）」、再入札２回目は「入札書（再２）」としてください。

③　再入札の場合の入札用封筒は、次のいずれかの方法で対応してください。

・再入札用の入札用封筒を準備いただく。

・当初の入札用封筒を再利用する。（ただし、再入札時も入札用封筒を封印して封かんすることとなりますので、印鑑（代理人の場合は、代理人の印）、ハサミ、のり、両面テープなど必要な文房具を持参してください。）

（５）内訳書

内訳書の提出を免除する。

ただし、町より指示があった場合は提出しなければならない。

（６）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　入札に参加する資格がなく入札したとき。

イ　同一人にして、同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。

ウ　入札に関し、不正な利益を得るために連合その他不正行為をしたとき。

エ　金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ　入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱したとき。

カ　委任状を持参しないで代理人による入札をしたとき。

キ　その他入札条件に違反したとき。

（７）失格

予定価格（消費税相当額を除く）を超える価格で入札した者は失格とする。

（８）入札の保留

入札の結果、落札率が高い又は低い場合は、入札を保留する場合がある。

（９）入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札執行に至るまでは、町指定様式の辞退届を提出することにより入札を辞退することができる。

なお、再入札においても同様とする。

※代理人により入札に参加される場合における再入札の辞退届については、入札心得の「入札書」の記入例同様、代表者の氏名及び名称の下部に代理人の指名を記載し、押印してください。（代理人氏名及び印鑑は、委任状の受任者欄の氏名、印鑑としてください。）

（10）入札の中止

入札参加者いない場合は、入札を行わない。